

令和元年10月7日11:00



箱根町記者発表資料

噴火警戒レベル1への引き下げ発表に伴う
町長コメント及び今後の予定について

本日、箱根山の噴火警戒レベルの引き下げが発表されましたので、町長のコメント及び今後の予定についてお知らせします。

* 記者発表資料は次のとおりです。

資料1 町長コメント

資料2 園地再開までのステップ

資料3 立入規制について

照会先

箱根町総務部総務防災課 危機管理官

電話0460-85-9562

E-mail bousai@town.hakone.kanagawa.jp

町長コメント

本日、箱根山の噴火警戒レベルを1に引き下げるとの発表が気象庁からありました。これまで観光客や町民、事業者の皆様には、約4ヶ月半の長期間にわたりご心配をおかけしましたが、ようやく大涌谷園地を再開できる見通しが立ってまいりました。

大涌谷観光を心待ちにしながら励ましや応援をくださった数多くの皆様、あるいは大涌谷が閉鎖されていることを知りながらも箱根を訪れてくださった皆様など、本当に国内外の多くの方々に見守られながらようやくこの日を迎えることができ、大変嬉しく思います。

本日より早速、園地再開の準備を開始するよう担当者には指示を出しました。お客様を以前と同じ状態でお迎えするためには園地の安全を確認することも必要ですので、着実に点検を行い、万全の状態での園地再開を迎えられるようしっかりと準備してまいります。

園地の再開に伴いバスやロープウェイの大涌谷への乗り入れも行われ、ゴールデンルートが開通することにもなり、都会よりも一足先に迎える紅葉の見ごろを地上と空中から楽しんでいただけるものと思います。

国内外からこれからも多くの皆様がお越しいただきますよう、町を挙げてお待ち申し上げます。

園地再開までのステップ

噴火警戒レベルが引き下げられたことにより、園地を再開するためのステップを進めることができるようになりました。以下にその内容を記述します。

1 箱根山火山防災協議会の開催

警戒区域への立入規制の見直しを協議するため、以下の会議等を記述順に行います。

(1) 火山ガス有識者からの意見聴取

今回の噴火警戒レベル引き下げはあくまで噴火の危険性が低下したものであり、火山ガスの噴出状況については火山ガスの有識者に現在の状況を報告し、園地再開に関するご意見をいただきます。現在のガスの状況が噴火警戒レベルの引き上げ前と同程度の状況であれば園地再開に問題ないと評価され、次のステップに移行します。

(2) 箱根山火山防災協議会幹事会

(1)の意見聴取を踏まえ、大涌谷園地再開のタイムスケジュールを協議するため開催するものです。この場で、園地再開の目標とする概略の日付が決められ、園地事業者の園地再開準備が始められます。

なお、園地再開準備の作業内容を事前にすり合わせて幹事会を効率的に開催するため、園地事業者と行政担当者を集めた幹事会実務者会議を幹事会の前日あるいは数日前に開催することを検討しています。

(3) 箱根山火山防災協議会

(2)の幹事会で決められたタイムスケジュールに従って園地事業者等により再開準備が進められ、全ての園地事業者が再開準備を完了したことを最終的に確認するため開催するものです。再開準備が全て完了したことを確認した上で、園地再開の正式な日付をこの場で決定いたします。

2 園地避難誘導訓練の実施

園地内事業者を主たる対象として、観光客の避難誘導について訓練します。実施日は今後協議して決定しますが、本日から数日内に公開で行おうと考えています。決まり次第、お知らせいたします。

注) 1のステップは記述順に行いますが、日程調整の関係でその途中に2の訓練を組み込むことがあります。

本日の噴火警戒レベル引き下げにより関係機関等との日程調整を始めたところですので、現在のところ日程の決まったステップは一つもありません。決まり次第お知らせいたします。

立入規制について

噴火警戒レベルの引き下げが行われましたが、現行の立入規制は以下のように段階的に見直してまいります。

1 当面の対応

噴火警戒レベルは1に引き下げられましたが、火山ガスの噴出状況に関して有識者から意見聴取を行い、更に園地内の安全確認を終えるまでは園地内に危険な状態が存在する可能性があるため、園地内への立入を許可する対象者は噴火警戒レベル2の段階で立入を認められているごく一部の方々のみとし、当面は現行の立入規制を継続します。

2 園地内の安全確認まで終了した後の対応

この段階は園地内の立入が安全にできる状況になったものと判断できるため、園地事業者及び園地事業者が手配した輸送業者や修理業者などに対して再開準備のための立入を許可します。これは園地事業者が噴火対応等の訓練を繰り返し行っており、非常事態発生時にも速やかに避難行動がとれるためです。

それ以外の方々（観光客や報道関係者など）の立入にあたっては、突然の噴火など非常事態の発生を察知できる監視体制を常時確立し、加えて園地事業者が自分の仕事の手を止め避難誘導に出ていくことのできる状態である必要がありますが、この段階では園地事業者自体が再開準備作業に没頭しており、立入者の避難誘導等に速やかに対応できない状況であるため、観光客や報道関係者などにつきましては引き続き立入を規制いたします。

3 園地避難誘導訓練実施中の特例

訓練を実施している時間に限っては、監視体制を敷き園地事業者が避難誘導體制を取っているため、訓練を取材する目的での報道関係者の立入を許可します。訓練実施中の報道関係者のスケジュールについては後日お知らせいたしますので、立入をご希望の方はそちらをご確認の上、事前の立入申請手続きをお願いします。